

公益財団法人山形県スポーツ協会山形県総合型地域スポーツクラブ協議会  
登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人山形県スポーツ協会山形県総合型地域スポーツクラブ協議会登録規程第5条第2項に基づき、公益財団法人山形県スポーツ協会山形県総合型地域スポーツクラブ協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて山形県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（登録料の收受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受領した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

- 2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則（令和4年4月1日）

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則（令和5年5月12日）

- 1 第3条改正は、令和5年5月12日から施行する。ただし、予備登録の有効期間を令和6年3月末日まで延長するクラブのリストについては、令和5年9月末日までに全国協議会に提出するものとする。
- 2 第4条2項の改正は、令和5年5月12日から施行する。ただし、予備登録の有効期間を令和6年3月末日まで延長するクラブの当該延長する期間に係る登録料については、令和5年12月末日までに全国協議会へ納付するものとする。
- 3 令和4年4月1日附則第1条ただし書き中「令和5年3月末日」を「令和6年3月末日」に改める。